

令和3年第1回

館山市国民健康保険事業の運営に関する協議会（書面議決）

審議事項の説明

(1) 令和2年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案について

保険給付費は新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えがあると思われ、増額補正の必要はありません。従いまして、額の確定に伴う補正のみを行います。

併せて、決算剰余金の見込額を財政調整基金に積み立てるための補正を行います。

(2) 令和3年度館山市国民健康保険特別会計当初予算案について

予算全体額、それから歳出の保険給付費額は、令和2年度当初予算とほぼ同規模です。これは、被保険者数は減少しているものの、一人当たり医療費は年々増加していることが原因です。

また、県から示されました館山市の令和3年度標準保険料率は、現在の税率よりも高く示されましたが、現在館山市は、令和元年台風の被害の影響が残っていること、新型コロナウイルス感染症が拡大していることから、財政調整基金を活用するなどして、令和3年度の国保税率は引き上げることなく、「据え置き」といたします。

関連して、歳入の国民健康保険税現年課税分の当初予算額は、広域化による県の積算額を採用せず、市独自で積算したことにより、令和2年度と比較して約1億2,000万円の減となっています。

(3) 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

税制改正により個人所得課税が改正され、給与所得控除や公的年金等控除について、基礎控除へ10万円振替となり減額されることとなりました。

この税制改正の影響により国保税に不利益を受ける世帯が生じないようにするため、軽減判定所得の見直しを行おうとするものです。

国からの通知により、全国で統一した内容で見直しを行います。